

住宅宿泊事業法の施行状況と仲介サイト掲載物件の適法性確認の取組

住宅宿泊事業法の届出状況等について(2月15日時点)

- 住宅宿泊事業の届出の提出は13,660件、うち受理済み13,186件
- 住宅宿泊管理業の登録件数は1,507件
- 住宅宿泊仲介業の登録件数は58件

違法物件の仲介サイトからの掲載削除に向けた取組

- 観光庁から住宅宿泊仲介業者及び住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の取扱いのある旅行業者に対し、平成30年9月30日時点の取扱い物件について報告を求め、厚生労働省、内閣府、関係自治体の協力を得て、適法と確認できなかった物件については、観光庁から仲介業者に対して掲載削除するよう指導を行った。

- ・住宅宿泊仲介業者等55社の取扱件数の合計は延べ41,604件であり、前回(平成30年6月15日)の調査から16,666件増加した。
- ・「違法認定あり・削除対象」と、「適法性の確認不可・再報告対象」を合わせた6,585件については適法と確認できず、合計件数に対する割合は16%であった(前回と比べて約4ポイントの改善)。

(単位：件、小数点四捨五入)

確認結果 施設の類型	違法認定なし ・修正不要	違法認定なし ・修正必要※①	違法認定あり ・削除対象	適法性の確認不可 ・再報告対象※②	確認中	合計
住宅宿泊事業法に基づく 届出住宅	4,710	4,571	717	1,513	26	11,537
旅館業法に基づく許可物件	10,268	10,988	549	1,041	29	22,875
特区民泊の認定施設	454	3144	675	1,746	51	6,070
イベント民泊	0	3	141	53	0	197
その他 ※③	256	－	150	－	519	925
合 計	15,688	18,706	2,232	4,353	625	41,604
合計件数に占める割合	(38%)	(45%)	(5%)	(11%)	(2%)	(100%)
			適法と確認できなかったもの			
			6,585件 (16%)			

※①・・・仲介業者の保有情報と自治体の保有情報が実質的に一致していると判断できるものの、相違内容が宿泊者に他の物件と誤解を生じさせる懸念があり、修正が必要なもの

※②・・・自治体の保有情報と部分的に一致する等明らかに違法とまでいえないが、自治体の保有情報と実質的に一致していると判断できず、違法性の疑いが強いもの

※③・・・短期賃貸借物件等

- また、通報等により違法な物件の掲載が確認された場合には、観光庁より削除要請等の指導を個別に行っている。